

フレッシュプラザなないろ運営規程

サービスの内容

- 一 食事の提供
- 二 送迎サービス
- 三 通所介護の施設における入浴介助
- 四 個別機能訓練

サービス利用料金

(1)基本料金

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則基本料金（料金表）の1割か2割か3割です。
ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

【当事業所ではサービス提供に当たり「7時間以上8時間未満の算定」での実施を基本としています】

介護度	1日あたりの利用料金
要介護1	7,530円
要介護2	8,900円
要介護3	10,320円
要介護4	11,720円
要介護5	13,120円

(2)交通費

3に定める事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

事業の実施地域を超えた地点から片道5キロメートルまで 300円

事業の実施地域を超えた地点から片道5キロメートル以上500円

ただし中山間地域等に居住する利用者からは徴収しない。

(3)その他の費用

(1)(2)の他に以下の料金をいただくことになります。

食費 600円 水分茶菓子 100円

オムツ代 実費

レクリエーション材料費

(5)料金の支払方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、10日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

お支払い方法は、銀行振込、現金集金、口座自動引落しの3通りの中から自由によびます。

(6)利用の中止・変更

利用予定日の前に、ご利用者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更したい場合、サービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出が無かった場合	600円(食事代負担相当額)

サービスの利用方法

(1)サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。

※居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2)サービスの終了

ア お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。

イ 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事業により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了1か月前までに文書で通知します。

ウ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、要支援又は非該当（自立）と認定された場合 ※この場合、条件を変更して再度契約することができます。
- ・お客様が亡くなられた場合

エ その他

- ・お客様やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただきます。

サービス内容に関する苦情

(1)当事業所のお客様相談・苦情窓口

担当者 管理者 桶谷 由紀

電話 0857-30-6802 FAX 0857-30-6803

受付日 月曜日から土曜日（日曜、12月30日～1月3日を除く）

受付時間 午前9時～午後5時

(2)苦情処理体制 電話以外に苦情申し入れのポストを設置する

(3)その他

当事業所以外に、お住まいの市町及び国民健康保険団体連合の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

ア 鳥取市福祉部長寿社会課 0857-30-8212

イ 鳥取県国民健康保険団体連合会（苦情相談窓口） 0857-20-2100

ウ 福祉サービス運営適正化委員会（県社協） 0857-59-6335

緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、ご家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、お客様に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにお客様がお住まいの市町、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、お客様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。（当事業所は東京海上日動火災損害保険会社と損害賠償保険契約を結んでおります。）

秘密の保持について

- （１）当該事業所の従事者は、正当な理由がなくその業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を漏らしません。
- （２）当該事業所の従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を漏らしません。
- （３）事業者では、お客様の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内でお客様又はご家族の個人情報を用います。

第三者評価の実施

サービスの第三者評価は実施無し

その他